

議案第 9 4 号

長野市学校給食費条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 4 日

提出者 長野市長 荻 原 健 司

長野市学校給食費条例(案)要綱

教育委員会事務局保健給食課

事 項	説 明	
1 制定の理由	学校給食法の規定に基づき本市が実施する学校給食に係る学校給食費の徴収等に関し、必要な事項を定めることに伴い、制定するもの	
2 条例(案)の内容	<p>主な内容は、次のとおり</p> <p>(1) 学校給食費及び教職員等給食費(学校給食費に相当する額として、学校給食を受ける教職員等が負担すべき費用をいう。)(以下「学校給食費等」という。)の徴収について定める(第3条関係)。</p> <p>(2) 学校給食費の減免について定める(第4条関係)。</p> <p>(3) 学校給食費等に係る遅延損害金の徴収等について定める(第5条関係)。</p>	
3 施行期日等	令和8年4月1日から施行する。	
4 審議状況	(1) 法規審査委員会の決定 (2) 庁議の決定	8月6日 8月19日

長野市学校給食費条例

(趣旨)

第1条 この条例は、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）の規定に基づき本市が実施する学校給食に係る学校給食費の徴収等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食及び当該学校給食を実施する学校において教職員等に対し実施される当該学校給食と同等の給食をいう。
- (2) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (3) 保護者 学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。
- (4) 教職員等 児童又は生徒以外の者であつて、学校給食を受ける教職員その他のものをいう。
- (5) 教職員等給食費 学校給食費に相当する額として、教職員等が負担すべき費用をいう。

(学校給食費等の徴収)

第3条 市長は、保護者から学校給食費を、教職員等から教職員等給食費を徴収する。

2 学校給食費及び教職員等給食費の額、徴収方法及び納期限は、規則で定める。

(学校給食費の減免)

第4条 市長は、特に必要があると認める場合は、学校給食費を減免することができる。

(遅延損害金)

第5条 市長は、保護者又は教職員等が学校給食費又は教職員等給食費を納期限までに納付しないときは、当該学校給食費又は教職員等給食費の額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、法定利率を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を加算して徴収する。ただし、遅延損害金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 市長は、特に必要があると認める場合は、保護者に対する前項の遅延損害金を減免することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

長野市学校給食費条例施行規則(案)要綱

教育委員会事務局保健給食課

事 項	説 明								
1 制定の理由	長野市学校給食費条例の施行に関し必要な事項を定めることに伴い、制定するもの								
2 規則(案)の 内 容	<p>(1) 学校給食の申込み等について定める(第3条、様式第1号、様式第2号関係)。</p> <p>(2) 学校給食費等の1食当たりの額は、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とするものと定める(第4条、別表第1関係)。</p> <table border="1" data-bbox="523 846 1362 1245"> <thead> <tr> <th data-bbox="523 846 1094 891">区分</th> <th data-bbox="1094 846 1362 891">1食当たりの額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="523 891 1094 1025">小学校の第1学年から第3学年までの児童及び当該児童と同等の給食を受ける教職員等</td> <td data-bbox="1094 891 1362 1025">333円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 1025 1094 1160">小学校の第4学年から第6学年までの児童及び当該児童と同等の給食を受ける教職員等</td> <td data-bbox="1094 1025 1362 1160">354円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 1160 1094 1245">中学校の生徒及び当該生徒と同等の給食を受ける教職員等</td> <td data-bbox="1094 1160 1362 1245">396円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 学校給食の中止等について定める(第5条、様式第3号関係)。</p> <p>(4) 年間納付額の調整について定める(第6条関係)。</p> <p>(5) 学校給食費等の納付方法について定める(第7条関係)。</p> <p>(6) 学校給食費等の期別ごとの納付額及び納期限について定める(第8条、別表第2関係)。</p> <p>(7) 学校給食費等の還付及び充当について定める(第9条関係)。</p> <p>(8) 学校給食費の減免について定める(第10条、様式第4号関係)。</p> <p>(9) 遅延損害金の減免について定める(第11条、様式第5号関係)。</p>	区分	1食当たりの額	小学校の第1学年から第3学年までの児童及び当該児童と同等の給食を受ける教職員等	333円	小学校の第4学年から第6学年までの児童及び当該児童と同等の給食を受ける教職員等	354円	中学校の生徒及び当該生徒と同等の給食を受ける教職員等	396円
区分	1食当たりの額								
小学校の第1学年から第3学年までの児童及び当該児童と同等の給食を受ける教職員等	333円								
小学校の第4学年から第6学年までの児童及び当該児童と同等の給食を受ける教職員等	354円								
中学校の生徒及び当該生徒と同等の給食を受ける教職員等	396円								
3 施行期日等	令和8年4月1日から施行する。								
4 審議状況	法規審査委員会の決定 8月 6日								

長野市学校給食費条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長野市学校給食費条例（令和 年長野市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(学校給食の申込み等)

第3条 保護者及び教職員等（以下「保護者等」という。）は、学校給食を受けようとする場合は、保護者にあつては学校給食申込書（児童・生徒用）（様式第1号）により、教職員等にあつては学校給食申込書（教職員等用）（様式第2号）により、あらかじめ市長に申し込まなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、児童又は生徒の権利保護、健康維持等の観点から必要があると認める場合は、当該児童又は生徒の保護者からの申込みがない場合であっても、当該児童又は生徒に対し学校給食の実施を決定することができる。この場合において、当該児童又は生徒が学校給食を受けた場合は、当該児童又は生徒の保護者から申込みがあつたものとみなす。

(学校給食費等の額)

第4条 学校給食費及び教職員等給食費の1食当たりの額は、別表第1の左欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学校給食を受ける児童、生徒及び教職員等について食材に関して特別の配慮が必要であると認められる場合その他市長が特別の理由があると認める場合における学校給食費及び教職員等給食費の1食当たりの額は、別表第1に掲げる額を上限として、市長が別に定める額とする。
- 3 一の年度における、学校給食費又は教職員等給食費（以下「学校給食費等」という。）の額（以下「年間納付額」という。）は、前2項に規定する1食当たりの額に、当該年度において当該学校給食を受ける者に対して学校給食を実施する予定の日数（以下「学校給食実施予定日数」という。）を乗じて得た額とする。

(学校給食の中止等)

第5条 保護者等は、次の各号のいずれかの事由により当該保護者等に係る学校給食を中止させようとする場合は、学校給食中止・再開届（様式第3号）により、長野市の休日を定める条例（平成2年長野市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除き、当該中止させようとする日の5日前までにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 事故、傷病等により、休日を除き、5日以上連続して学校給食を受けることができないとき。
 - (2) 本市が学校給食を実施する学校以外の学校に転学し、又は異動するとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特別の理由があると認めるとき。
- 2 保護者等は、前項の規定により中止していた学校給食を再開させようとする場合は、学校給食中止・再開届（様式第3号）により、休日を除き、当該再開させよう

とする日の5日前までにその旨を市長に届け出なければならない。

- 3 市長は、第1項の規定による届出があった場合は、当該届出により学校給食を中止した日から学校給食を再開した日の前日（当該届出により学校給食を中止した日の属する年度の末日までの間に学校給食を再開しなかった場合にあっては、当該年度の末日）までの期間において学校給食が実施された日数を年間納付額の算定における学校給食実施予定日数から除くものとする。

（年間納付額の調整）

- 第6条 市長は、災害その他やむを得ない理由により予定していた学校給食の実施ができなかった場合は、年間納付額につき必要な調整を行うことができる。

（学校給食費等の納付方法）

- 第7条 保護者等は、学校給食費等を口座振替の方法により納付しなければならない。ただし、これにより難いと市長が認める場合は、納付書その他市長が適当と認める方法により納付することができる。

（学校給食費等の納付額及び納期限）

- 第8条 保護者等は、その納付すべき年間納付額を分割して納付しなければならない。この場合において、当該納付に係る納付額及び納期限は、別表第2に定めるとおりとする。

- 2 市長は、前項の規定により難いと認める場合は、市長が適当と認める方法により納付させることができる。

（学校給食費等の還付及び充当）

- 第9条 市長は、学校給食費等に係る過誤納金がある場合は、速やかにこれを還付する。ただし、当該還付を受ける保護者等に未納の学校給食費等がある場合は、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

（学校給食費の減免）

- 第10条 条例第4条の規定により学校給食費を減免することができる場合は、災害等により保護者に学校給食費を納付する資力がないと認められる場合その他の市長が特に必要があると認める場合とする。

- 2 条例第4条の規定による学校給食費の減免を受けようとする保護者は、学校給食費減免申出書（様式第4号）により市長に申し出なければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

（遅延損害金の減免）

- 第11条 条例第5条第2項の規定により遅延損害金を減免することができる場合は、災害等により保護者に遅延損害金を納付する資力がないと認められる場合その他の市長が特に必要があると認める場合とする。

- 2 条例第5条第2項の規定による遅延損害金の減免を受けようとする保護者は、学校給食費遅延損害金減免申出書（様式第5号）により市長に申し出なければならない。

（補則）

- 第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別表第1 (第4条関係)

区分	1食当たりの額
小学校の第1学年から第3学年までの児童及び当該児童と同等の給食を受ける教職員等	333円
小学校の第4学年から第6学年までの児童及び当該児童と同等の給食を受ける教職員等	354円
中学校の生徒及び当該生徒と同等の給食を受ける教職員等	396円

別表第2 (第8条関係)

期別	納期限	納付額
第1期	5月27日	年間納付額を10(転学その他の事由により年度の途中から学校給食を受ける場合にあつては、当該年度内に保護者等が納付すべき納期の数)で除して得た額(その額に100円未満の端数がある場合は、これを切り上げた額)
第2期	6月27日	
第3期	7月27日	
第4期	8月27日	
第5期	9月27日	
第6期	10月27日	
第7期	11月27日	
第8期	12月27日	
第9期	1月27日	
第10期	2月27日	年間納付額から、第1期から第9期までの納付額の合計額を控除して得た額

備考 納期限の欄に掲げる日が休日であるときは、その日後において最も近い休日でない日を納期限とする。

様式第1号（第3条関係）

学校給食申込書（児童・生徒用）

年 月 日

（宛先）長野市長

申込者（保護者） 住 所
氏^{フリガナ}名
児童又は生徒からみた続柄
連絡先（電話）

次の児童又は生徒が長野市立の小学校及び中学校に在学する期間中、学校給食を受けたいので、長野市学校給食費条例施行規則第3条第1項の規定により申し込みます。

学校給食を受ける児童又は生徒	氏 ^{フリガナ} 名			
	学校名		学年	

備考 この申込書は、提出日から児童又は生徒が長野市立の小学校及び中学校に在学する間効力を有します。

児童手当に係る学校給食費の徴収に関する申出書

（宛先）長野市長

私は、学校給食費について、所定の納期に支払えなかった場合には、児童手当法（昭和46年法律第73号）第21条第1項の規定に基づき、長野市長から支給を受ける児童手当から、当該児童手当の支払期日をもって当該学校給食費の支払に充てることを申し出ます。

なお、この申出の撤回を行わない限りにおいて、本申出に基づき、児童手当から所定の納期に支払えなかった学校給食費の支払に充てるものとします。

年 月 日

児童手当受給者（保護者）

住 所
氏^{フリガナ}名（署名又は記名押印）

児童又は生徒 ^{フリガナ} の氏名			

様式第2号（第3条関係）

学校給食申込書（教職員等用）

年 月 日

（宛先）長野市長

申込者 住 所
氏 名
連絡先（電話）

次の期間中、学校給食を受けたいので、長野市学校給食費条例施行規則第3条第1項の規定により申し込みます。

学校給食を受ける期間	
------------	--

様式第3号（第5条関係）

学校給食中止・再開届

年 月 日

（宛先）長野市長

届出者（保護者） 住 所
フリガナ
 氏 名
 連絡先（電話）

長野市学校給食費条例施行規則第5条第1項又は第2項の規定により、次のとおり学校給食の中止又は再開を希望するので届け出ます。

対象となる 児童又は生徒 ※教職員等の場合は、記入不要です。	<small>フリガナ</small> 氏 名		続柄	
	学校名		学年・組	
中止又は再開 をする日	年 月 日から（ 中止 ・ 再開 ）			
学校給食の中 止を希望する 理由	<input type="checkbox"/> 転学 <input type="checkbox"/> その他 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 100px; margin-top: 10px;"></div>			

様式第4号（第10条関係）

学校給食費減免申出書

年 月 日

（宛先）長野市長

申出者（保護者） 住 所
フリガナ 氏 名
児童又は生徒からみた続柄
連絡先（電話）

長野市学校給食費条例第4条の規定による学校給食費の減免を受けたいので、次のとおり申し出ます。

学校給食を受ける児童又は生徒	フリガナ 氏 名			
	学校名		学年・組	
減免を申し出る期間				
申出の理由				

様式第5号（第11条関係）

学校給食費遅延損害金減免申出書

年 月 日

（宛先）長野市長

申出者（保護者） 住 所
フリガナ 氏 名
児童又は生徒からみた続柄
連絡先（電話）

長野市学校給食費条例第5条第2項の規定による遅延損害金の減免を受けたいので、次のとおり申し出ます。

学校給食を受ける児童又は生徒	フリガナ 氏 名			
	学校名		学年・組	
減免を申し出る遅延損害金	年度第 期の学校給食費に係る遅延損害金			
申出の理由				